

現在の制度から新法実習制度への主な変更点

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)が、2017年11月1日から施行されます。そこで、新法での主な変更点について記載します。

1. 新法の実習生となった場合（これまでとの主な違い）

入国、資格変更、在留期間手続きうち、いずれかの一つでも新法の下で行われた場合、新法実習生となり、以下が適用されます。

ある期間、旧法実習生と新法実習生が同時に滞在する場合があります。それぞれに新旧法が適応されますので、注意が必要です。

新旧実習生の区別は、「入国日による新旧実習生早見表」を参照してください。

	項目	内容
1	帰国前の上級試験 受検の義務化	・2号実習生全員必ず、帰国前技能検定随時3級・技能評価専門級等試験を受験しなければなりません。(実技試験だけでも可)
2	機構への届出	・実習実施者(受入企業)が技能実習を開始したときは、技能実習機構の地方事務所・認定課に届け出が必要です。
3	技能実習を行わせる体制の変更	・新法による体制 ①技能実習責任者が新設されました。実習計画には履歴書、誓約書などが必要になります。 ②技能実習指導員 実習時には必ず指導員が必要です。複数の選任。 ③生活指導員
4	宿泊施設基準の変更	・基準がかわりました。(詳細は別紙)
5	機構による監査	・技能実習機構による3年に1回以上の受入企業の立入り監査があります。
6	実習生の報酬	・日本人と同等以上が求められます。
7	技能実習時間延長(時間外労働)の制限	・実習時間延長(時間外労働)の制限が厳しくなります。 ①年間の実習時間延長は実習合計時間の25%まで ②25%~50%の実習時間延長は届出が必要 ③50%以上の実習時間延長は変更認定が必要

		<p>④1カ月の実習時間延長が80時間以上の場合は変更認定が必要</p> <p>⑤1カ月の実習時間短縮が80時間以上の場合は届出が必要</p> <p>⑥実習延長時間は、法定休日労働を含む</p> <p>⑦実習時間延長をする条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 已む得ない業務上の事情等があること ・ 労働関係法令を遵守して行うこと ・ 実習時間延長（時間外労働等）が「技能等の修得等の活動の一環」として行われる合理的理由があること ・ 実習時間延長（時間外労働等）が技能指導員の指導のもとに行われること（指導員が不在であってはなりません） <p>注：実習時間延長を行う場合、36協定と新法両方の条件を満たす必要があります。</p>
8	監査時の実習生との面談の量的義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回の監査時に25%以上の実習生と面談、年間4回の監査で実習生全員との面談が必要です。
9	技能実習記録（日誌）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生1人ずつ作成しなくてはなりません。

2. 入国日による新旧法適用実習生早見表

1	2016年1月31日までに入国した実習生	1年目	旧法1号
		2年目	旧法2号
		3年目	旧法2号
2	2016年2月1日～2017年1月31日に入国した実習生	1年目	旧法1号
		2年目	旧法2号
		3年目	新法2号
3	2017年2月1日～2018年1月31日に入国した実習生	1年目	旧法1号
		2年目	新法2号
		3年目	新法2号
4	2018年2月1日以後に入国した実習生	1年目	新法1号
		2年目	新法2号
		3年目	新法2号

注：①入国、資格変更、在留期間更手続のうち、いずれかの一つでも新法の下におこなわれた場合、新法実習生となります。

②センターは以下の経過措置で手続きをしているので、早見表通りとなります。

- ・2017年10月31日までに、資格変更、在留期間延長の申請を行った場合は、1年後の在留期間延長申請許可までは旧法実習生。

- ・2017年11月1日～2018年1月31日に入国を希望する実習生は、2017年10月31日までに申請し、2018年1月31日までに入国予定であれば、1年後の資格変更・期間更新許可まで旧実習生。

③1の実習生は、帰国前の随時3級等試験は希望者のみ。

2～4の実習生は、帰国前の随時3級等受検は必須

以上

(別紙)

適切な宿泊施設として、下記の事項が確認できることが必要です。

- (1) 宿泊施設を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取り扱う場所の付近を避ける措置を講じていること
- (2) 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること
- (3) 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること
- (4) 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること
- (5) 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること
- (6) 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること
- (7) 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること
- (8) 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること

注：①監理団体等が確保した宿泊施設とは別の物件を技能実習生が宿泊施設として希望した場合(例えば近隣の賃貸物件を希望した場合)には、技能実習生の自己負担により、上記の基準を満たす宿泊施設に宿泊施設を変更することは差し支えありませんが、その場合には技能実習計画の変更の届出が必要となります。

②旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設について

寝室について、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保していない場合には、適切な宿泊施設を確保しているとは、原則、認められないこととなります。しかしながら、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設については、寝室以外に私有可能なスペースを別途設けている等の取組により、実質的に1人当たり4.5m²以上の私有スペースが確保されていると認められる場合には、当該宿泊施設を使用している間は、適切な宿泊施設を確保していると認められる余地があります。(機構の地方事務所・支所の認定課に申請が必要です。)